

目次

第1章 総則（第1条～第5条）

第2章 町長との協議（第6条～第18条）

第3章 雑則（第19条～第22条）

第4章 罰則（第23条・第24条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本町の土地利用に関する総合的な施策の実施に当たり、土地の開発行為等の計画について、協議等の手続を定め総合的かつ計画的な調整を行うことにより、町土の秩序ある利用と保全を図るとともに紛争を未然に防止することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）土地利用計画 町が法令に基づいて策定した土地利用に関する諸計画で、規則に定めるものをいう。
- （2）開発行為 住宅用地、工業用地、ゴルフ場用地等の造成、土石の採取、鉱物の掘削、水面の埋め立て、その他土地の区画形質の変更をいう。
- （3）建築行為 建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）の新築、増築又は改築をいう。
- （4）産業廃棄物等関連施設 東栄町産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成27年東栄町条例第1号。以下同じ。）第2条第1号に規定する産業廃棄物等関連施設をいう。
- （5）再生可能エネルギー発電設備 東栄町における再生可能エネルギー発電設備の設置と生活環境等の保全との調和に関する条例（令和2年東栄町条例第 号。以下「再生可能エネルギー条例」という。）第2条第2号に規定する再生可能エネルギー発電設備をいう。
- （6）事業区域 開発行為、建築行為、産業廃棄物等関連施設及び再生可能エネルギー発電

設備の設置（以下「開発行為等」という。）を行う一団の土地（継続的又は一体的に事業を行う土地を含む。）をいう。

- (7) 事業者 開発行為等に係る工事の請負契約を注文しようとする者若しくは注文者又は請負契約によらないで自らその工事を施工しようとする者若しくは工事を施工する者をいう。

(町の責務)

第3条 町は、土地利用計画に基づいて、計画的な土地利用の推進を図るとともに、開発行為等について総合的に検討し、事業者に対して適切な指導を行わなければならない。

- 2 町は、開発行為等の計画を知り得た段階で速やかに情報を開示する等により、紛争の予防に努めるとともに、紛争が生じた時は、迅速かつ適正に調整を図らなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、開発行為等の実施に当たっては、土地利用計画に基づく施策に協力しなければならない。

- 2 事業者は、開発行為等により町民との間に紛争が生じたときは、誠意をもってその解決に当たらなければならない。

(町民等の責務)

第5条 町民及び土地又は建物の所有者は、土地利用計画に基づく施策に協力しなければならない。

第2章 町長との協議

(開発行為等の協議)

第6条 事業者は、町内において開発行為等を実施しようとする場合は、当該開発行為等の内容について、あらかじめ町長と協議しなければならない。

- 2 前項の規定による協議は、法令等に基づく許可、認可等の申請又は届出をしようとする前に行わなければならない。ただし、法令等に基づく許可、認可等の申請又は届出を要しない開発行為等にあつては、協議は当該開発行為等に着手しようとする前に行うものとする。

- 3 第1項の規定による協議をしようとする者は、規則に定めるところにより、町長に申請しなければならない。

- 4 町長は、事業者が第1項の規定による協議をしない場合又は協議をする見込みがないと認める場合は、当該事業者に対し協議を行うよう勧告することができる。

5 町長は、第3項の規定による申請がされた開発行為等の内容が土地利用計画に適合しない場合又は町の施策を実施する上で支障があるものと判断した場合には、事業者に対し当該開発行為等について計画の変更、中止その他必要な措置を勧告することができる。

6 町長は、第1項の規定による協議を終了した後は、速やかにその結果を事業者に通知するものとする。

(意見聴取等)

第7条 事業者は、前条第3項の規定による申請前に、次条及び第9条に基づく手続を行い、当該事業区域に関係する地域住民及び町長が必要とする者（以下「関係住民等」という。）に対して、開発行為等の内容について周知させ、これらの者の意見を聴取しなければならない。

2 事業者は、前項の規定による周知及び意見の聴取の状況について、規則に定めるところにより、町長に報告しなければならない。

3 町長は、前項の規定による、周知及び意見の聴取の状況の報告（以下「周知状況等報告書」という。）が提出された場合において、町長及び行政区長が、更に周知が必要であると認めるときは、事業者が開発行為等の内容について関係住民等への周知、意見の聴取を指示するものとする。

4 第2項の規定は、前項の規定による意見聴取等の追加について準用する。

5 事業者のうち産業廃棄物等関連施設の設置を行う者は、前4項の規定にかかわらず、東栄町産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例に基づき意見聴取等を行うものとし、行われた意見聴取等は本条例に基づく意見聴取等の手続とみなす。

6 事業者のうち、再生可能エネルギー発電設備の設置を行う者は、第1項から第4項の規定に関わらず、再生可能エネルギー条例に基づき意見聴取等を行うものとし、行われた意見聴取等は本条例に基づく意見聴取等の手続とみなす。

7 事業者のうち、東栄町環境保全条例（令和2年東栄町条例第 号。以下「環境保全条例」という。）の適用を受ける工場等の設置を行う者は、第1項から第4項の規定に関わらず、環境保全条例に基づき意見聴取等を行うものとし、行われた意見聴取等は本条例に基づく意見聴取等の手続とみなす。

(開発構想の提出)

第8条 事業者は、町内において開発行為等を実施しようとする場合は、規則で定める事項を

記載した当該事業の開発構想届出書（以下「開発構想届出書」という。）に規則で定める書類を添付して提出しなければならない。

- 2 町長は、開発構想届出書の提出があったときは、速やかに開発構想届出書の概要を全ての行政区へ知らせ、開発構想に関する説明の場（以下「開発構想説明会等」という。）の開催希望の意思を確認し、事業者に通知するものとする。
- 3 事業者は、前項の規定による開発構想説明会等の開催を求められた場合には、規則で定めるところにより、開発構想説明会等を開催し、開発構想届出書の概要とその他規則で定める事項を書面及び図面を用いて具体的かつ平易に周知し、関係住民等の意見を聴取しなければならない。
- 4 事業者は、前項の規定による開発構想説明会等において、関係住民等から聴取した意見について、当該意見が開発構想に反映されることが適切であると認められるときは、誠実に対応しなければならない。

（開発計画の提出）

第9条 前条第1項の提出を行い開発構想説明会等を行った事業者は、第7条第2項の規定による報告を終えた後、速やかに当該開発行為等の計画（以下「開発計画」という。）について、規則で定める事項を記載した計画書（以下「開発計画書」という。）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、開発計画書の提出があったときは、速やかに開発計画書の概要を全ての行政区へ知らせ、開発計画に関する説明の場（以下「開発計画説明会等」という。）の開催希望の意思を確認し、事業者に通知するものとする。
- 3 事業者は、前項の規定による開発計画説明会等の開催を求められた場合には、規則で定めるところにより、開発計画説明会等を開催し、開発計画書の概要とその他規則で定める事項を書面及び図面を用いて具体的かつ平易に周知し、関係住民等の意見を聴取しなければならない。
- 4 町長は、意見聴取等が終了したとみなしたときは、事業者に改めて規則で定める事業計画書の提出を指示するものとする。

（指導又は勧告）

第10条 町長は、第8条第1項、前条第1項又は同条第4項の提出があった場合、町土の秩序ある利用と保全を図るとともに紛争を未然に防止するための措置が必要であると認めるとき

は、提出を受理した日から60日以内に限り、事業者に対して、その計画について指導又は勧告をすることができる。

(協定の締結)

第11条 町長は、町民の意見を尊重し、町土の秩序ある利用と保全を図るとともに紛争を未然に防止するために必要があると認めるときは、町、行政区等及び事業者との間で開発行為等に関する協定等（以下「協定等」という。）を締結するものとする。

2 町長及び事業者は、協定等の作成に当たっては、行政区等の意見を尊重しなければならない。

(あっせん)

第12条 事業者又は行政区等の代表者は、紛争が生じた時は、規則で定めるところにより、町長にあっせんの申請をすることができる。

2 町長は、前項の申請があった場合において、この条例に規定する手続を誠実に遵守していない者からの申請であるときその他その性質上町があっせんを行うことが適当でないと認めるときを除き、あっせんを行うものとする。

3 町長は、当事者間のあっせんを行い、双方の主張の要点を確かめ、紛争が解決されるよう努めるものとする。

(あっせんの打ち切り)

第13条 町長は、あっせんに係る紛争について当事者があっせんに応じないとき又は紛争の解決の見込みがないと認めるときは、あっせンを打ち切るものとする。

2 町長は、あっせンを打ち切ったときは、その旨を当事者に通知するものとする。

(誓約書の提出)

第14条 前条第1項の規定によりあっせンを打ち切った場合において、協定等を締結できないことが事業者の責めに帰さない理由によるときは、事業者は、規則で定めるところにより、町土の秩序ある利用と保全を図るとともに紛争を未然に防止することに関する誓約書（以下「誓約書」という。）を町長及び行政区等の代表者に提出しなければならない。

2 事業者は、前項の規定により誓約書を提出したときは、当該行政区等の代表者への提出状況について町長に報告しなければならない。

3 前項の報告又は第11条第1項の協定等の締結は、法令等に基づく許可、認可等の申請又は届出をしようとする前（法令等に基づく許可、認可等の申請又は届出を要しない場合は、当

該開発行為等に着手しようとする前) までに行うものとする。

(適用除外)

第15条 第6条から前条の規定は、次に掲げるものについては適用しない。

- (1) 1,000平方メートル未満の事業区域で行われる開発行為等(産業廃棄物等関連施設、再生可能エネルギー発電設備及び東栄町環境保全条例の適用を受ける工場等の設置を除く。)
- (2) 既存の建築物(産業廃棄物等関連施設、再生可能エネルギー発電設備及び環境保全条例の適用を受ける工場等を除く。)の増築又は改築
- (3) 国、県、町その他これらに準ずる者で規則に定めるものが行う開発行為等
- (4) 法令等の規定に基づく土地利用に関する計画に適合するもので、規則に定める開発行為等
- (5) 非常災害のため必要な応急措置として行う開発行為等
- (6) その他特に土地利用上支障がないと町長が認める開発行為等
(開発行為等の変更申請)

第16条 事業者は、第6条第6項の規定による通知(不相当である旨の通知を除く。)を受けた日から開発行為等が完了するまでの間に当該通知に係る開発行為等の内容を変更しようとする場合は、規則に定めるところにより、町長に申請しなければならない。ただし、町長が認める軽易な変更については、この限りでない。

2 第6条及び第7条の規定は、前項の規定による申請について準用する。

(届出)

第17条 第6条第6項の規定による通知(不相当である旨の通知を除く。)を受けた事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、規則に定めるところにより、その旨を町長に届け出なければならない。

- (1) 開発行為等に着手したとき。
- (2) 開発行為等を完了したとき。
- (3) 開発行為等を廃止しようとするとき。

(新たな開発行為等とみなす場合)

第18条 事業者が、第6条第6項の規定による通知を受けた日から起算して2年を経過した日後、法令等に基づく許可、認可等の申請若しくは届出をしようとする場合、又は法令等に基づく許可、認可等の申請若しくは届出を要しない開発行為等にあつては当該開発行為等に着手

手しようとする場合は、新たに開発行為等をしようとするときとみなす。

第3章 雑則

(開発行為等に対する命令)

第19条 町長は、事業者が虚偽の申請により第6条第6項の規定による通知（不適當である旨の通知を除く。）を受け、又は同項の規定による通知を受けずに開発行為等に着手した場合は、当該事業者に対し当該開発行為等の中止を命ずることができる。

(立入調査等)

第20条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者の開発行為等に係る工事その他の行為の状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に事業区域若しくは事業所等に立ち入らせ、開発行為等の状況を調査させることができる。

2 前項の規定による立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(公表)

第21条 町長は、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する者の氏名及びその事実を公表することができる。

- (1) 第6条第6項の規定による通知に記載された内容と異なる開発行為等をし、又は同項の規定による通知を受けずに開発行為等に着手した者
- (2) 第19条の規定による命令を受けた者
- (3) 前条第1項の規定による報告又は資料提出の要求に応じなかった者
- (4) 前条第1項の規定による立入調査を拒否し、又は妨害した者
- (5) 第14条第1項の規定による提出又は同条第2項の規定による報告をしなかった者
- (6) 第14条第3項の規定に違反した者

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 罰則

第23条 虚偽の申請により第6条第6項の規定による通知（不適當である旨の通知を除く。）を受け、又は同項の規定による通知を受けずに開発行為等に着手した者は、30万円以下の罰

金に処する。

2 第20条第1項の規定による立入調査を拒否し、又は妨害した者は、20万円以下の罰金に処する。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

(1) 第7条第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(2) 第17条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(3) 第20条第1項の規定による報告若しくは資料の提出を求められて、報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

第24条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条第2項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金を科する。

附 則

この条例は、平成12年7月31日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。